

しまね海外ビジネス活動支援助成金募集要領（令和8年度版）

1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内企業の事業拡大や付加価値の向上、魅力的な雇用の創出と拡大を図るために、積極的に海外需要を取り込もうとする県内企業の海外ビジネス活動の主体的な取り組みにかかる経費の一部を助成します。

2. 助成対象者

- (1) 島根県内に主たる事務所または事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の開発・生産拠点を県内に有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、ソフトウェア業及び情報処理サービス業にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の会社及び個人とします。）
- (2) 県内に所在する農業協同組合
- (3) 県内に所在する農事組合法人

3. 助成対象事業、助成率、助成限度額および交付の制限

(1) 販路開拓事業

海外商取引の実現・拡大に向けて行う、Ⅰ)海外で開催される展示会・商談会等への出展、Ⅱ)海外における販売促進活動、Ⅲ)外国語ホームページ等海外への情報発信ツールの製作、などの事業に係る費用を助成します。

- ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 200 千円以上 1,000 千円以内
- ▶ 交付の制限 年度内 2 回まで（ただし、年度内の交付決定額合計は 1,000 千円以内）（他の事業類型への申請は可）※同一の取組み内容に係る申請は年度を越えて原則通算 2 回まで。

(2) 協業・共同開発事業

海外企業等との技術提携や新製品・商品の共同開発に係る費用を助成します。

- ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 200 千円以上 1,000 千円以内
- ▶ 交付の制限 年度内 1 回（他の事業類型への申請は可）

※同一の取組み内容に係る申請は年度を越えて原則通算 2 回まで。

(3) 直接投資検討のための調査事業

海外子会社設立の実現可能性を判断するために必要な調査に係る費用を助成します。

- ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 200 千円以上 1,000 千円以内
- ▶ 交付の制限 年度内 1 回（他の事業類型への申請は可）

(4) 現地法人設立準備事業

海外法人設立に向けた調査や具体的な計画の策定に係る費用を助成します。

- ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 200 千円以上 3,000 千円以内
- ▶ 交付の制限 年度内 1 回（他の事業類型への申請は可）

(5) ものづくり企業海外展示会ミッション参加事業

島根県等が実施し、かつ島根県が財団に通知した海外展示会ミッションに参加する費用を助成します。

- ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 200 千円以上 1,000 千円以内
- ▶ 交付の制限 年度内 1 回（他の事業類型への申請は可）

※いずれの事業においても、過去に本助成金または「しまね海外展開支援助成金」の交付決定を受けている場合は、その事業が完了し助成額の確定通知を受けるまでは新たな交付申請を行うことはできません。

※過去に本助成金または「しまね海外展開支援助成金」の交付決定を受けており、特段の理由なく成果状況報告書等の提出がなされていない場合は、新たな交付申請を行うことはできません。

4. 助成対象となる主な経費

交付決定日以降に発生する経費を対象とします。下記を除き、事前着手は認められません。

- ・展示会等への出展料は交付決定日以前に支払った経費も対象とします（ただし出展前に限ります）。
- ・航空券及び宿泊は交付決定日以前に予約・購入した経費も対象とします。

※対象となる経費は事業により異なります。詳細は「しまね海外ビジネス活動支援助成金交付要綱 別表2」をご確認ください。

(1) 旅費

職員の海外出張にかかる①航空券代、②宿泊費、③現地交通費（航空機等による都市間の移動等区間を明示した領収書の取得が可能なものに限る。市内交通機関、タクシー、配車アプリ、レンタカー費用は対象外）

※原則1事業者につき2人分までとします。

※グリーン車やビジネスクラス、クラスJ（プレミアムクラス）などの特別に付加される料金は対象外とします。

(2) 通訳翻訳料

通訳や資料翻訳等に要する経費（通訳の交通費及び宿泊費を含む）

(3) 会場費

展示会、商談会等の出展に要する①展示会出展料、②会場借上げ費、③ブース装飾費用、④展示会用品レンタル料、⑤その他（主催者が特に定めた商談会等への登録料など）の経費

(4) 情報発信ツール製作費

海外展開で使用するパンフレット等のデザイン費用（印刷費は対象外）、外国語ホームページおよび外国語による事業紹介動画等の製作に係る経費

(5) 委託費

市場調査や子会社設立に向けた計画策定などの専門家等への委託費

(6) 運搬費

展示品、見本商品及びテスト販売品の輸送に要する費用（販売用商品の輸送経費は対象外）

(7) 役務費

輸出等に必要な検査手数料、手続き代行費

5. 交付の決定

審査委員会において海外展開の取り組み状況や申請事業についてプレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。審議の結果、条件付きでの採択となる場合や交付申請額が減額されての採択となる場合があります。（ただし、「ものづくり企業海外展示会ミッション参加事業」は審査委員会による審査を省略します。）

〈審査のポイント〉

- ターゲット市場において、競争力があると見込まれる商品・サービスを有しているか。
- 海外事業目標及び計画が具体的に立てられており、その企業のビジネスモデルや事業構造、経営資源からみて妥当なものと言えるか。
- 助成対象事業は海外事業計画や社内体制から見て妥当なものと言えるか。
- 資金力及び社内体制から見てその計画の実現が期待できるか。
- 県内への波及効果に資すると考えられるか。
- 海外取引の初期段階にある、海外取引の拡大が経営改善に資すると期待されるなど、助成金の必要性が大きいか。

6. 申請の方法

助成金交付要綱及び申請様式は、財団ホームページからダウンロードできます。

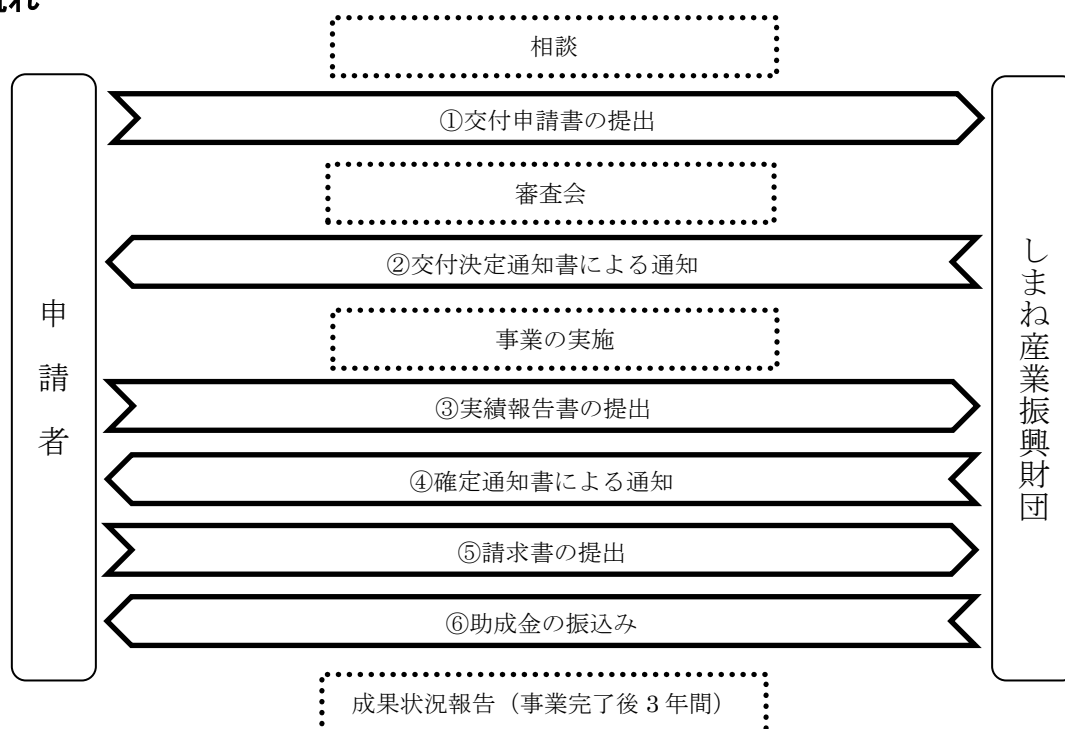
(URL : https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/11668)

申請書は、必ず事業の実施前にご提出ください。

提出書類は次のとおりです。 ※必ず助成金交付要綱を確認の上、申請書類を作成してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別記様式1-1～5のうち、申請する事業に応じたもの）
- ③ 経費内訳書（別記様式2）
- ④ 会社の概要が分かる資料（会社パンフレット等）
- ⑤ 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳、株主資本等変動計算書、個別注記）（個人事業主の場合は青色決算申告書）
※現地法人設立準備事業に申請の場合は付属明細書も添付してください。
- ⑥ 島根県税の納税証明書（納税証明書の種類「一般用」、証明内容「全税目の未納の徴収金がないこと」）（原本または写し）※申請日から3か月以内に発行されたもの
- ⑦ 経費積算の根拠資料（見積書、料金表、旅行予約サイトの検索結果など。すべての経費について添付してください。）
- ⑧ （協業・共同開発事業に申請する場合）共同研究契約書または業務提携契約書、もしくは秘密保持契約書ないしこれに類する共同開発等への着手を示すもの（写し）
- ⑨ （他の助成金等の交付を予定する場合）該当助成金等の交付要綱等
- ⑩ （別途作成している場合）経営計画書
- ⑪ その他事業内容等を確認できる資料（商談商品の説明資料、展示会出展要項、協業先の企業概要など）

7. 申請の流れ



8. 募集期間および審査会スケジュール

原則として、月末に締め切り翌月中～下旬に審査会を開催します。

具体的な審査会及び締切りの日程は、随時当財団ホームページに掲載をします。

※日程は変更になることがあります。

※最終締切は 2 月下旬を予定しています（決まり次第、本ホームページで公表します）。予算執行の状況により公募を終了または一時停止する場合があります。

9. 注意事項

- 申請にあたっては取組み内容について事前にご相談ください。
- 原則として、採択事業者の事業者名、所在地（市町村名）、申請の事業類型および事業の名称を当財団ホームページで公表します（事業の名称の公表が差し支える場合はご相談ください）。
- 事業終了後 3 年間、成果状況報告書を提出いただきます。

公益財団法人 しまね産業振興財団

販路支援課 国際化支援グループ

〒690-0887 島根県松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター 5F

TEL : 0852-22-6193 FAX : 0852-22-6750 E-mail : kaigai@joho-shimane.or.jp